

## 境町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、境町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（令和元年9月12日条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。  
(届出及び協議)

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在）
- (2) 太陽光発電設備設置事業の工事着手予定年月日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業実施スケジュール
- (5) 総発電出力
- (6) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令の手続きに関する事項
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 条例第6条第1項の規定による届出及び協議は、太陽光発電設備設置事業実施概要届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 配慮すべき事項の内容確認書（様式第2号）
- (2) 別表第1に定める書類
- (3) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第3号）
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定による認定書の写し
- (5) 緊急対応マニュアル（自然災害、事故、機器の故障等が発生したときに速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網及び事象別の対応等を示したものをいう。以下同じ。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

3 条例第6条第2項に規定する規則で定めるものは、第1項第1号から第5号までに掲げるものとし、その届出は、太陽光発電設備設置事業概要変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(周知及び説明事項)

第4条 条例第7条第1項及び第8条第1項の規則で定める事項は、3条第1項

1号から第5号までに掲げるものとする。

2 条例第7条第1項及び第8条第1項の規定による通知は、地域住民説明会及び近隣関係者説明結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

（協議終了の通知）

第5条 条例第10条第1項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業に関する協議終了通知書（様式第6号）により行うものとする。

（工事着手の届出）

第6条 前条の通知を受けた事業者は、工事に着手しようとするときは、太陽光発電設備設置事業工事着手届出書（様式第7号）により町長に届け出なければならない。

（適正な設置及び管理）

第7条 条例第11条の適正な設置とは、次に掲げるものをいう。

（1）発電設備の設置に伴う災害の防止

ア 土地の形質変更は最小限にとどめること。

イ 土砂の流出防止のため、雨水処理の方法は茨城県の定める開発行為の技術基準第9の基準を満たしていること。

ウ 土砂の流出を防止する対策を講ずること。

エ 擁壁、石張り、吹き付け、のり枠、のり面排水等によりのり面の保護対策を講ずること。

（2）良好な景観の形成

ア 市街地、住宅地等の景観を阻害しないよう発電設備の設置位置等に配慮すること。

イ 河川等の自然景観を阻害しないよう発電設備の設置位置等に配慮すること。

（3）環境の保全

ア 民家等に隣接する場所に発電設備を設置するときは、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮し、及び事業区域との境界から後退し、事業者と近隣関係者との協議の上、緩衝帯を設けて遮蔽する等の措置を講ずること。

イ 道路沿いに発電設備を設置するときは、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させ、又は緩衝帯を設ける等の措置を講ずること。

ウ 薬剤等を散布するときは、周辺に飛散しないよう対策を講ずること。

エ 太陽光パネルを低反射のものにし、又は傾きを調整する等反射光の対策

を講ずること。

2 条例第 11 条の適正な管理とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 管理看板の設置 発電設備において火災、土砂の流出等が発生したとき又は周辺に緊急事態が発生したときは、事業者に連絡をとることができるよう発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電能力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。
- (2) 事業区域への立入防止 事業者は、事業区域に事業者以外の者が立ち入ることがないように、フェンスを設置する等安全対策を講ずること。
- (3) 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃 事業者は、事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行い、速やかに報告書を提出すること。
- (4) 発電設備が破損したときの対応 事業者は、自然災害等により発電設備が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速やかに復旧又は除去すること。
- (5) 発電設備を廃止するときの対応 発電設備を廃止したときは、速やかに撤去し、及び処分することにより、良好な景観を形成し環境の保全を図ること。
- (6) 緊急対応マニュアルの更新 事業者は、緊急対応マニュアルを定期的に見直すものとし、緊急対応マニュアルを更新したときは、その旨を町長に報告すること。

(完了又は廃止の報告)

第 8 条 条例第 12 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電設備設置（完了・廃止）報告書（様式第 8 号）により行うものとする。

(指導、助言及び勧告)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項の規定による指導又は助言は、太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書（様式第 10 号）により行うものとする。

3 条例第 13 条第 3 項の規定による報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書（様式第 11 号）により行うものとする。

(公表)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の規定による公表は、境町公告式条例（昭和 32 年 7 月 29 日条例第 9 号）による掲示その他町長が適当と認める方法により行うも

のとする。

- 2 条例第 14 条第 2 項の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第 12 号）に、公表に関する弁明書（様式第 13 号）を添付して行うものとする。

付 則

この規則は令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

書類の種類	明示すべき事項	1,000 分の 1 以上
位置図	方位，事業区域，接続道路状況	
公図	事業区域の地番	
発電設備配置図	方位，事業区域の協会，発電設備の設置位置	
事業実施スケジュール	事業区域の土地に係る契約日， 測量予定日，工事着工予定日， 工事終了予定日，太陽光発電設備設置事業開始予定日，保守点検スケジュール，太陽光発電設備設置事業終了予定日	